

お知らせ

医療機関での窓口負担がなくなります



乳幼児福祉医療費 10月1日診療分から

保険診療分の



10月1日から、乳幼児福祉医療費助成制度が改正になります。

就学前のお子さんすべてに受給券をお出しすることで、医療機関での保険診療費負担をなくします。

この受給券交付のために、申請が必要になります。

助成対象者

長浜市に住所のある0歳～就学前までのお子さん

ただし、生活保護を受けている場合などで、健康保険に加入していない人や、すでにその他の福祉医療費受給券をお持ちの人は対象になりません。

申請方法
現在、受給券をお持ちの方も今回の改正に伴い、新たに

申請が必要になります。対象者には申請書を郵送しますので、次のとおり提出してください。(郵送可)

【発送時期】 8月中旬

【提出期限】 8月末日

【提出先】 市保険年金課

(幼稚園、保育園で申請された方を除きます)

平成18年1月1日に長浜市に住所がない人で児童手当を受給されていない場合は、「所得証明書」が必要になります。

【所得確認】

所得により受給番号が変わるため、毎年所得の確認をいたします。

転入された場合や所得の申告をされていない場合は、所得証明書や申告書の提出が必要です。

所得の確認は前年の所得が対象です。

お問い合わせは、市保険年金課(☎6512)、浅井支所市民生活課(☎74353)、びわ支所市民生活課(☎75253)へ。

国民年金のお知らせ

10月分からの国民年金の口座振替にすると940円お得!

10月分から翌年3月分までの6か月分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納付(6か月前納)すると、保険料が82,220円となり、毎月13,860円を納付するよりも940円お得です。ぜひご利用ください。

お申し込みは、口座振替を希望される金融機関等またはお近

くの社会保険事務所まで。(郵便局を希望される場合は、直接、郵便局の窓口で手続きをしてください。)

手続きから引落しまで2か月近くかかることがありますので、お申し込みは8月末までに行ってください。

現在、口座振替による毎月納付をしている方が、口座振替による6か月前納を希望される場合は、振替方法の変更手続きが必要です。

お問い合わせは、滋賀社会保険事務局彦根事務所 国民年金業務課 ☎0749-231114へ

長浜市しょうがい者計画等策定委員会委員募集

しょうがいのある人が安心して暮らせ、新しい体系に対応した基本的方向や推進方策の指針となる「長浜市しょうがい者計画」及び「長浜市しょうがい福祉計画」の策定にあたり、ご審議いただく委員会の委員を募集します。

【応募資格】 20歳以上の市内にお住まいの人でしょうがい福祉に関心が高く、広い視野から建設的な意見をいただける人

【募集人数】 2人

【任期】 委嘱の日から

お問い合わせは、市子育て支援課子育て支援係(☎6514)、特別児童扶養手当についての届出、お問い合わせは、市福祉課しょうがい福祉係(☎6518)、各手当について支所へのお問い合わせは、浅井支所保健福祉課(☎74354)、びわ支所保健福祉課(☎75254)へ

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届を提出してください

現在「児童扶養手当」を受給している人は現況届を、「特別児童扶養手当」を受給している人は所得状況届を提出してください。

この届は、前年の所得と受給資格を確認するため、毎年8月に提出していただくものです。届出がない場合、手当が受けられなくなりしますので必ず提出してください。

【提出期限】

児童扶養手当現況届 8月1日(火)～8月31日(月)

特別児童扶養手当所得状況届 8月11日(金)～9月11日(月)

児童扶養手当法改正について

支給期間と手当額の見直し

母である受給資格者に対する手当は、支給開始月から起算して5年、または支給要件に該当した月から起算して7年を経過したときは、手当額の一部が減額されるようになります。

法施行日(平成15年4月1日)において既に受給されている場合は、平成20年4月1日から減額されます。

認定請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給

受給期間の取扱について(例)

【全額支給の場合】

1. 平成15年4月1日において受給している場合



2. 離婚して3年後に認定請求した場合(H15.7離婚 H18.6認定請求)



資格者は、当該児童が3歳に達した月の翌月の初日から5年を経過したときから減額されます。母が身体障害等政令で定める事由に該当する場合、その該当している期間は適用されません。減額される手当額については、現在のところ未定です。法律が決まり次第、お知らせします。

特別障害者手当・障害児福祉手当等の所得状況を提出してください

現在、「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「(経過的)福祉手当」を受給している人は所得状況届を提出してください。

この届は前年の所得と受給資格を確認するために、毎年8月に提出いただくものです。届出がない場合、受給できなくなりますので、必ず提出してください。

【提出期限】

8月11日(金)～9月11日(月)

お問い合わせは、市福祉課しょうがい福祉係(☎6518)、浅井支所保健福祉課(☎74354)、びわ支所保健福祉課(☎75254)へ

病後児保育事前登録受付を開始します

病後児保育とは、子育てと就労の両立支援の一環として「病気の回復期」にある生後6か月から就学前の児童を集団保育が困難な時期に、専用の保育室で看護師等の専門スタッフが一時的に預かる事業で、利用にあたっては、事前に登録が必要です

【登録受付期間】 8月1日(火)～31日(木)

お問い合わせは、市福祉課しょうがい福祉係(☎6518)、浅井支所保健福祉課(☎74354)、びわ支所保健福祉課(☎75254)へ